

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

1 労働基準部

安全衛生に係る厚生労働大臣表彰の伝達授与式を開催します。
担当：健康安全課 田村（電話：024-536-4603）

資料No1

厚生労働省では、毎年、全国安全週間（7月1日～7日）の時期に、安全衛生に関する水準が優秀で他の模範と認められる事業場や、長年にわたり地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大の貢献をした功績者などに対して、厚生労働大臣表彰を行っています。

厚生労働本省は、6月15日（木）に本年度の受賞者を発表しました。

本県関係の下記受賞者に対し、厚生労働大臣功績賞の表彰の伝達授与式を下記のとおり行います。

- 功績賞受賞者
○平子 作磨（たいらこ さくまる）
チェーンソー取扱作業指導員
- 日時
令和5年7月6日（木） 午後1時00分から
- 会場
いわき労働基準監督署
（いわき市平字堂根町4-1-1 いわき地方合同庁舎4階）
- 詳細は、別添の公表資料をご参照ください。

2 職業安定部

1. 「ふくしま合同就職面接会」を開催します。

担当：職業安定課 関 電話：024-529-5396

資料No2

●開催日時

令和5年7月19日（水）13:00～16:30（主に浜通り・中通りの企業）

令和5年7月20日（木）13:00～16:30（主に会津地区・中通りの企業）

●会場

ビッグパレットふくしま 多目的展示ホール（郡山市南2丁目52番地）

●参加事業所

福島県内に就業場所があり、ハローワークに雇用形態が正社員の大卒等求人又は一般求人の申込みをした事業所200社（うちユースエール認定企業16社）

●対象者

（1）令和6年3月に大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等の卒業（修了）予定者

（2）令和3年3月以降に大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等を卒業（修了）した者

（3）概ね35歳未満の若年求職者

2. ユースエール認定企業5年継続式典を開催します。

担当：職業安定課 関 電話：024-529-5396

●「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度（ユースエール認定制度）」については、平成27年10月1日より施行されており、認定を受けた企業が認定を継続するためには、「直近三事業年度における新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下」、「前事業年度における正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下」、「前事業年度における正社員の有給休暇の年平均取得日数が10日以上または年平均取得率が70%以上」などの厳しい基準適合の確認を受ける必要があります。

●福島労働局では独自の取組として、基準適合に基づき、継続して若者の採用・育成や雇用管理の改善に取り組まれている企業に対し、「ユースエール認定企業5年継続式典」を開催することとします。

●対象企業

企業名	所在地	認定年月日
パナソニックソーラーアモルトン株式会社	喜多方市慶徳町松舞家 字西蓮寺1779番地4	H.29年7月24日
株式会社クレハエンジニアリング	いわき市錦町落合135 番地	H.29年8月7日
株式会社福島製作所	福島市三河北町9番80 号	H.29年9月13日

● 交付式日時 令和5年7月11日（火）14：00～

● 会場 福島合同庁舎3階共用会議室
（福島市霞町1番46号）



【エールベア】

ユースエール
マスコット
キャラクター

【取材について】 交付式会場での写真撮影、交付式後の取材は可能です

3. 「令和5年度 第1回 福祉の職場 合同就職説明会」が開催されます。
担当：職業対策課 山下 電話：024-529-5463

資料No3

福祉の職場の人材確保を図るため、「福祉の職場WEB説明会・合同就職説明会」が開催されます。

【実施内容】

「福島県福祉人材センター」ホームページ特設サイトにて、参加法人紹介ページを設け、求職者に対する施設・求人情報等を掲載し（6/1～8/31）、県内5会場で参加法人と求職者等が直接対面する「合同就職説明会」を開催します。7月においては、下記の会場にて開催します。

郡山会場：令和5年7月1日（土）12：30～16：00
ビッグパレットふくしま

福島会場：令和5年7月8日（土）12：30～16：00
コラッセふくしま

相双会場：令和5年7月20日（木）12：30～14：30
南相馬市社会福祉協議会

※当日は、「ハローワークコーナー」を設け、来場者（求職者）への求人情報提供や個別職業相談を行います。

3 雇用環境・均等室

1. 改正育児・介護休業法オンライン説明会を開催します。

担当：雇用環境・均等室 渡部 電話：024-536-4609

資料No4

男女とも仕事と育児が両立できるように令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、令和4年4月1日から段階的に施行されました。

最後の改正が令和5年4月1日に施行されたことから、法に沿った対応を進めていただくため、福島働き方改革推進支援センターと共催でオンライン説明会（ZOOM）を開催します。

○日時

第1回 7月6日（木） 14：00～16：00

第2回 7月14日（金） 14：00～16：00

○対象・定員

企業の人事労務担当者、各回100名。

※先着順での予約受付となります。

2. 「えるぼし認定」通知書交付式を開催します。

担当：雇用環境・均等室 後藤 電話：024-536-4609

福島労働局は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業を認定する「えるぼし認定」として、下記の企業を認定しました。

本企業は5つの認定基準を全て満たしたため、最も高い認定段階である「3段階目」に認定しています。

○えるぼし認定企業

福島サンケン株式会社

所在地 二本松市

認定年月日 令和5年6月9日

○認定通知書交付式

日時 令和5年7月21日（金） 午前10時00分から

会場 福島市霞町1-46 福島合同庁舎 3階会議室

3. 年次有給休暇の取得促進について

担当：雇用環境・均等室 国分 電話：024-536-2777

資料No5

自分らしい夏休みで素敵な体験をたくさんしよう。

- 厚生労働省では、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得しやすい時期を捉え、その環境整備を進めており、夏季における年休取得の社会的な気運の醸成を図るため、ポスター及びリーフレットを活用した広報を行っています。

労働基準部

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 田村 電話：024-536-4603

令和5年（5月）の災害発生状況を取りまとめました。

業種	年別		令和5年		令和4年		対前年 (死傷者)	
	死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)		
全業種合計	1,066	8	1,012	9	54	5.3		
製造業	168	1	205	2	-37	-18.0		
鉱業	2	0	3	0	-1	-33.3		
建設業	107	4	169	3	-62	-36.7		
運輸交通業	91	1	108	1	-17	-15.7		
貨物取扱業	2	0	8	0	-6	-75.0		
農林業	24	1	15	0	9	60.0		
畜産・水産業	9	0	8	0	1	12.5		
上記以外の事業小計	663	1	496	3	167	33.7		
商	130	1	129	0	1	0.8		
金融広告業	2	0	3	1	-1	-33.3		
保健衛生業	380	0	200	0	180	90.0		
接客娯楽業	47	0	53	0	-6	-11.3		
清掃・と畜業	45	0	44	1	1	2.3		
上記以外の事業	59	0	67	1	-8	-11.9		

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 田村 電話：024-536-4603

令和5年（5月）の災害発生状況を取りまとめました。

（新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いた数値）

業種	年別		令和5年		令和4年		対前年 (死傷者)	
	死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)		
全業種合計	768	8	788	9	-20	-2.5		
製造業	168	1	188	2	-20	-10.6		
鉱業	2	0	3	0	-1	-33.3		
建設業	103	4	122	3	-19	-15.6		
運輸交通業	91	1	96	1	-5	-5.2		
貨物取扱業	2	0	8	0	-6	-75.0		
農林業	24	1	15	0	9	60.0		
畜産・水産業	9	0	8	0	1	12.5		
上記以外の事業小計	369	1	348	3	21	6.0		
商	129	1	129	0	0	0.0		
金融広告業	2	0	3	1	-1	-33.3		
保健衛生業	95	0	80	0	15	18.8		
接客娯楽業	47	0	52	0	-5	-9.6		
清掃・と畜業	40	0	35	1	5	14.3		
上記以外の事業	56	0	49	1	7	14.3		

(注) 労働者死傷病報告（休業4日以上）による。



担 当	福島労働局 労働基準部 健康安全課長
	田中暁雄 主任地方産業安全専門官 田村美登理 電話 024-536-4603(直通)

安全衛生に係る厚生労働大臣表彰の受賞者が決定（本県関係）
ー 7月6日にいわき労働基準監督署において、伝達授与式を
行いますー

厚生労働省では、毎年、全国安全週間（7月1日～7日）の時期に、安全衛生に関する水準が優秀で他の模範と認められる事業場や、長年にわたり地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大の貢献をした功績者などに対して、厚生労働大臣表彰を行っています。

厚生労働省は、6月15日（木）に本年度の受賞者を発表しました。
本県関係の受賞者は以下のとおりです。

【功績賞】 地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に対する表彰

たいらこ さくまろ
平子 作磨 氏 [チェーンソー取扱作業指導員]

<伝達授与式>

福島労働局（局長 井口真嘉）では、功績賞受賞者（平子作磨 氏）に対する厚生労働大臣功績賞の表彰の伝達授与式を、次の日程により行います。

○日時 令和5年7月6日(木) 午後1時から

○会場 いわき労働基準監督署

(いわき市平字堂根町 4-11 いわき地方合同庁舎 4階)

参考 1 : 受賞者及び受賞理由

○【功績賞】 平子 作麿 氏

平成 17 年以降から現在に至るまで 18 年以上にわたって、福島県内等の林業における労働災害防止について福島労働局チェーンソー取扱作業指導員※として、林業現場の安全衛生指導、製材事業場の安全指導、研修会等を行うなどして、安全衛生水準の向上に大きく貢献したものとして、その功績が認められたものです。

※ チェーンソー取扱作業指導員は、林業の作業現場等を巡回し、事業者及びチェーンソーを取り扱う労働者に対して、チェーンソーによる伐木作業等の安全に関するガイドラインや振動障害防止対策の周知・指導を行っている。

参考 2 : 本県の厚生労働大臣表彰受賞歴

年度	優良賞	奨励賞	団体賞	功労賞	功績賞	安全衛生推進賞
25	1				1	
26		1			1	
27		1			1	1
28					1	1
29		1				
30					1	1
元					2	
2					1	1
3					1	
4	1	2				
5					1	

参考 3 : 令和 5 年度厚生労働大臣表彰受賞事業場・受賞者数【全国】

- (1) 優良賞 (15 事業場)
安全衛生に関する水準が特に優秀で、他の模範と認められる事業場
- (2) 奨励賞 (11 事業場)
安全衛生に関する水準が優秀で、改善の取組が他の模範になると認められる事業場
- (3) 功労賞 (2 名)
長年、労働安全衛生に尽くし、日本の安全衛生水準の向上に多大な貢献をした個人
- (4) 功績賞 (33 名)
安全衛生活動の指導的立場にあり、地域、団体、関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人
- (5) 安全衛生推進賞 (6 名)
長年、安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体、関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人

その他

- (1) 取材について、事前に連絡は不要です。

ふくしま 合同就職面接会

参加
無料予約
不要

2023

7.19 WED

13:00~16:30

参加企業：100社(予定)
※主に浜通り・中通りの企業

2023

7.20 THU

13:00~16:30

参加企業：100社(予定)
※主に会津地区・中通りの企業

\\ 同時開催 //

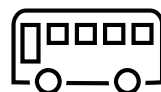
若手社員や子育て中等
社員との座談会

- ・就活への疑問
 - ・就活のアドバイス
 - ・従業員の現場の声 etc
- ここだけの話が聞ける
チャンス!

会場

ビッグパレットふくしま

多目的展示ホール (福島県郡山市南2丁目52番地)

JR郡山駅西口より
無料シャトルバス
を運行!

参加対象者

- 令和6年3月大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等卒業(修了)予定の方
- 令和3年3月以降に上記の学校を卒業(修了)した方
- 概ね35歳未満の求職者

ユースエール
認定企業も参加!

お問い合わせ

福島労働局職業安定課

024-529-5396

(月~金曜日 8:30~17:15)

福島労働局
ホームページ参加事業所名
6月中旬公開!

主催：厚生労働省福島労働局（新卒応援ハローワーク・ハローワーク）／福島県

共催：郡山市

後援：アカデミア・コンソーシアムふくしま

福島県商工会議所連合会／福島県商工会連合会

福島県中小企業団体中央会／福島県経営者協会連合会

福島県中小企業家同友会



令和5年度 第1回

福祉の職場 合同就職説明会

入退場
自由38法人
参加予定

郡山会場

証明写真の
撮影会あり!7.1^土

時間 12:30-16:00 (受付開始/12:20)

場所 ビッグパレットふくしま (郡山市南2丁目52)

32法人
参加予定

福島会場

証明写真の
撮影会あり!7.8^土

時間 12:30-16:00 (受付開始/12:20)

場所 コラッセふくしま (福島市三河南町1-20)

7法人
参加予定

会津会場

6.21^水時間 12:30-14:30
(受付開始/12:20)場所 会津若松市社会福祉協議会
(会津若松市追手町5-32)4法人
参加予定

相双会場

7.20^木時間 12:30-14:30
(受付開始/12:20)場所 南相馬市社会福祉協議会
(南相馬市原町区小川町322-1)9法人
参加予定

いわき会場

8.19^土時間 13:30-16:00
(受付開始/13:20)場所 いわき・ら・ら・ミュウ
(いわき市小名浜字辰巳町43-1)

さらに!

- 1 来場者全員にノベルティをプレゼント!
- 2 雇用保険受給者は求職活動実績になります!
- 3 各種相談コーナーも設置!

4

郡山
福島
会場では、介護職員と直接話が
できるイベントを開催!

時間 12:30-13:15

事前申し込み
詳細はこちら就職活動で使用できる
証明写真をプレゼント!人数
限定介護の魅力を発信!
写真展も開催入場
無料

----- 全会場感染防止対策を設けて実施いたします。 -----

お問い
合わせ先

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮111 ☎ 024-521-5662 ✉ jinzai@fukushimakenshakyō.or.jp

https://f-fjc.com/



県内で施設・事業所を展開している

令和5年度 第1回

福島県委託事業

90 法人が
掲載予定

福祉の職場 WEB説明会



開催期間 令和5年 6.1木~8.31木

「福島県福祉人材センター」ホームページ

URL <https://f-fjc.com/>

参加法人を
チェック!



Point.01 空いている時間に見れる!

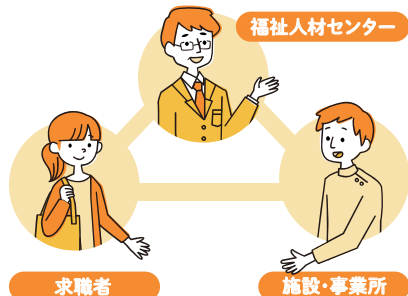
Point.02 県内施設の求人情報や魅力を掲載!

Point.03 合同就職説明会に参加して、掲載施設と直接話そう!

あなたの働きたいを応援する架け橋

福島県福祉人材センターとは

福祉職専門の
無料職業紹介所



福祉のお仕事を専門に扱う無料職業紹介所です。社会福祉法に基づき、福島県知事の指定を受けて、社会福祉法人福島県社会福祉協議会に設置されています。

求職登録された方の
就職をサポート



月2回の求人情報送付、希望条件に近い求人をご案内するマッチングなど、就職のお手伝いをさせていただきます。登録がなくても、福祉に関するご相談は受け付けています。お気軽にお問い合わせください。

職場見学や
職場体験の実施



福祉のお仕事を探すポイントとなる『職場見学』や『職場体験』。これらを事前にセンターで調整します。その後、気になる求人があればセンターに求職登録後に紹介状を発行いたします。

お問い合わせ

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮111 ☎ 024-521-5662 ✉ jinzai@fukushimakenshakyō.or.jp

<https://f-fjc.com/>



【共催】厚生労働省、福島労働局、県内ハローワーク(公共職業安定所)、公益財団法人 介護労働安定センター 福島支部

～育児・介護休業法が改正されています！

改正育児・介護休業法に沿った規程の見直しは行われていますか？～

改正育児・介護休業法 オンライン説明会(ZOOM)

参加
無料



令和4年4月1日より、改正育児・介護休業法が段階的に施行されました。産後パパ育休制度(出生時育児休業制度)の新設や、育休制度の個別周知・意向確認措置の義務化など、法に沿った対応を進めていただくため、福島労働局では福島働き方改革推進支援センターと共催でオンライン説明会(ZOOM)を開催いたします。

開催日程

第1回 **7/6(木)**
14:00～16:00

第2回 **7/14(金)**
14:00～16:00

対象・定員

企業の人事労務担当者、各回100名。
※先着順での予約受付となります。

<説明内容>

- 第1部(労働局)
- ・なぜ改正が必要なのか
 - ・どのように改正されたのか
 - ・どう対応すればよいか(就業規則・育介規程の見直し、環境整備・個別周知の取組例等)
- 第2部(センター)
- ・育児休業に関する助成金等の支援策

【参加申込方法】

①WEB申込

申込は原則WEBによる受付とします。

福島働き方改革推進支援センターHP(下記URLまたは二次元コード)よりお申込みください。

<https://hatarakikatataikaku.mhlw.go.jp/consultation/fukushima/>

働き方改革 福島

検索



②郵送・FAX申込

WEBでの申込が難しい場合は、下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、福島働き方改革推進支援センターまで郵送またはFAXによりお申込みください。

福島働き方改革推進支援センター(福島県社会保険労務士会)

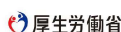
〒960-8252 福島市御山字三本松19-3

TEL: 0120-541-516 FAX: 024-533-2380

改正育児・介護休業法 オンライン説明会 参加申込書

オンライン説明会 ※参加を希望する会に○をご記入ください。	第1回 7月 6日(木)
	第2回 7月14日(金)
事業所名	
所在地・電話番号	
ご担当者名	
メールアドレス	

【問い合わせ先】



福島労働局

雇用環境・均等室 指導係

〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階

TEL: 024-536-4609

Refresh!

もっと自分らしい

働き方

休み方



自分らしい夏休みで
素敵な体験をたくさんしよう。

年次有給休暇 を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト 

年休取得促進
特設サイト▶



Refresh!

もっと自分らしい 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇

「一斉付与方式」「交替制付与方式」に関する労使協定の例は『年次有給休暇取得促進特設サイト』をご確認ください ▶



年休取得促進
特設サイト

年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要です。

労使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

※分単位など時間未満の単位での取得は認められません。また、時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 福島労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

報道関係者 各位

令和5年6月27日

【照会先】

福島労働局労働基準部監督課

課長 大和 稔弘

監察監督官 小野 寧康

(電話)024(536)4602

福島第一原子力発電所での廃炉作業、福島県内での除染等の業務等を行う事業場への監督指導結果（令和4年）を公表します

福島労働局（局長 井口 真嘉）では、令和4年1月から令和4年12月までの間に、①福島第一原子力発電所での廃炉作業、②福島県内での汚染土壌等の除染等の業務、③福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務、④中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務を行う事業場に対し、管内の労働基準監督署が実施した監督指導の結果について取りまとめましたので公表します。

引き続き、これらの業務に従事する労働者の安全と健康及び労働条件の確保のため、労働安全衛生法令に基づく安全衛生管理体制の確立、リスクアセスメントの実施、一元的な被ばく線量管理、被ばく低減対策、健康管理対策の徹底並びに労働基準法等の遵守による基本的労働条件の確立等が図られるよう、監督指導を行ってまいります。

◆ 監督指導結果のポイント

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業

監督指導実施事業場数

293 事業場

うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数

67 事業場 (22.9%)

【違反事業場の状況】

・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数

6 事業場 (2.0%)

・労務管理関係の違反事業場数

55 事業場 (18.8%)

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務

監督指導実施事業場数	88 事業場
うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	22 事業場 (25.0%)
【違反事業場の状況】	
・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数	4 事業場 (4.5%)
・労務管理関係の違反事業場数	16 事業場 (18.2%)

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務

監督指導実施事業場数	99 事業場
うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	48 事業場 (48.5%)
【違反事業場の状況】	
・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数	15 事業場 (15.2%)
・労務管理関係の違反事業場数	36 事業場 (36.4%)

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務

監督指導実施事業場数	110 事業場
うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	52 事業場 (47.3%)
【違反事業場の状況】	
・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数	11 事業場 (10.0%)
・労務管理関係の違反事業場数	33 事業場 (30.0%)

※1 「現場における安全衛生関係の措置に関する違反」とは、各業務の現場において、労働災害や労働者の健康障害を防止するために講ずべき措置に関する違反であり、高所・足場での墜落防止措置、作業主任者の選任、外部被ばく線量の測定、作業場所の事前調査などが含まれる。

※2 「現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数」、「労務管理関係の違反事業場数」には、それぞれに同一の事業場が複数計上されていること、及び「現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数」、「労務管理関係の違反事業場数」は、本資料 11 頁以下に示す「健康管理関係の違反事業場数」、「元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数」を加えた 4 つの違反事業場数のカテゴリーのうちの 2 つのカテゴリーを例示したものであることから、「現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数」と「労務管理関係の違反事業場数」の合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（11 頁及び 15、16 頁参照）

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、開口部の覆いの設置等、車両系建設機械（ドラグ・ショベル）の作業開始前点検、移動式クレーンの作業の方法等の決定等に関する違反事業場がみられる。
- ② 健康管理関係については、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握、電離健康診断結果の報告、健康診断の結果について医師等からの意見聴取に関する違反事業場がみられる。
- ③ 労務管理関係については、割増賃金の支払、賃金台帳の調製、時間外労働、年次有給休暇、定期賃金の支払に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、開口部の覆いの設置等、車両系建設機械（ドラグ・ショベル）の作業開始前点検、移動式クレーンの作業の方法等の決定等に関する違反など、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。
- ② 健康管理関係については、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のため重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。また、電離健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについては、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。
- ③ 労務管理関係については、時間外労働等に対する割増賃金の算定基礎に算入すべき手当を含んでいない、賃金台帳に労働時間数などの必要事項が記載されていないなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

① 現場における安全衛生関係の措置	●開口部等での作業	指導内容 高さが2 m以上の開口部等、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所において、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させることなく作業を行わせていたことから、作業方法を変更して墜落防止措置を講じるよう指導を行った（安衛則第 519 条）。
	●車両系建設機械の作業開始前点検	指導内容 車両系建設機械（ドラグ・ショベル）を用いて作業を開始する前に、ブレーキ及びクラッチの機能について点検を行っていなかったことから、作業開始前の点検を徹底するよう指導を行った（安衛則第 170 条）。
② 健康管理関係	●医師による面接指導のための労働時間の状況の把握	指導内容 出勤簿に押印するのみ等、各労働者の労働時間の状況が客観的な方法により把握されていなかったことから、客観的な方法により労働時間の状況を把握するよう指導を行った（安衛法第 66 条の 8 の 3）。
③ 労務管理関係	●割増賃金の算定基礎に算入すべき賃金	指導内容 労働者に支給する手当の一部について割増賃金の算定基礎に含めておらず、時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金の支払金額が不足していたことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った（労基法第 37 条）。
	●賃金台帳の記載事項	指導内容 賃金台帳に労働時間数、時間外労働時間数等の法定事項が記載されていなかったことから、法定事項を賃金台帳に記載するよう指導を行った（労基法第 108 条）。
④ 元方事業者等の講ずべき措置	●元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者に法令違反が生じることのないよう必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（12 頁及び 17、18 頁参照）

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、除染等作業場所における調査結果の労働者への明示、車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置、車両系建設機械の作業開始前点検に関する違反事業場がみられる。
- ② 健康管理関係については、除染等電離健康診断結果の報告、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握、産業医等の選任に関する違反事業場がみられる。
- ③ 労務管理関係については、賃金台帳の調製、割増賃金の支払、労働条件の明示、就業規則の作成・届出の義務に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置、車両系建設機械の作業開始前点検に関する違反など、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。
- ② 健康管理関係については、除染等電離健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについては、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。また、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のため重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。
- ③ 労務管理関係については、賃金台帳に時間外労働時間数などの必要事項が記載されていない、週の法定労働時間（40 時間）を超えて時間外労働を行わせているにもかかわらず、当該労働時間分の割増賃金を支払っていない、労働条件通知書に必要事項が記載されていないなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

① 現場における安全衛生関係の措置	● 除染等作業場所における調査結果の労働者への明示	指導内容 除染等作業の対象となる汚染土壌の放射能濃度を調査した結果を除染等作業に従事する各労働者に明示していなかったことから、調査結果を明示するよう指導を行った（除染電離則第7条）。
	● 車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置	指導内容 車両系建設機械（ドラグ・ショベル）の運転者が運転位置から離れる際にエンジンを停止させていなかったことから、直ちにエンジンを止めるよう指導を行った（安衛則第160条）。
② 健康管理関係	● 除染等電離健康診断結果報告書の提出	指導内容 除染等電離放射線健康診断報告書を所轄労働基準監督署長に提出していなかったことから、除染等電離放射線健康診断を実施後、遅滞なく提出するよう指導を行った（除染電離則第24条）。
③ 労務管理関係	● 賃金台帳の記載事項	指導内容 賃金台帳に労働時間数、時間外労働時間数等の法定事項が記載されていなかったことから、法定事項を賃金台帳に記載するよう指導を行った（労基法第108条）。
	● 割増賃金を支払うべき時間外労働時間	指導内容 週の労働時間が法定労働時間（40時間）を超えた部分について時間外労働として取り扱っておらず、割増賃金の支払いを行っていなかったことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った（労基法第37条）。
④ 元方事業者等の講ずべき措置	● 元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者には法令違反が生じないように必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第29条）。

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（13 頁及び 19 頁参照）

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、安全衛生推進者等の氏名の周知、除染等作業で受ける外部被ばくによる線量の測定、除染等作業場所における調査結果の労働者への明示、移動式クレーンの定期自主検査に関する違反事業場がみられる。
- ② 健康管理関係については、健康診断結果の記録の作成、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握、除染等電離健康診断結果の報告に関する違反事業場がみられる。
- ③ 労務管理関係については、割増賃金の支払、時間外労働、賃金台帳の調製、年次有給休暇、就業規則の作成・届出に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、除染等作業で受ける外部被ばくによる線量の測定、移動式クレーンの定期自主検査に関する違反など、これらの措置が講じられていない場合、重篤な健康障害または労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないよう指導を行っている。
- ② 健康管理関係については、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のため重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。また、除染等電離健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについては、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。
- ③ 労務管理関係については、時間外労働時間数の算定不足によって割増賃金の一部不払が生じている、労働者に支給する手当の一部について割増賃金の算定基礎に含めていない、時間外労働・休日労働に関する協定（36 協定）を所轄労働基準監督署長に届出することなく時間外労働を行わせているなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

① 現場における安全衛生関係の措置	● 除染等作業で受ける外部被ばくによる線量の測定	指導内容 平均空間線量率が 2.5 マイクロシーベルト毎時以下の場所において、除染等作業で受ける外部被ばくによる線量を測定するための個人線量計を着用している作業者がいない状態で除染等作業を行っていたことから、作業中の空間線量の測定を適切に行うよう指導を行った（除染電離則第 5 条）。
	● 安全衛生推進者等の氏名の周知	指導内容 安全衛生推進者を選任したときに、当該安全衛生推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知していなかったことから、安全衛生推進者の氏名の周知を行うよう指導を行った（安衛則第 12 条の 4）。
② 健康管理関係	● 健康診断結果の記録の作成	指導内容 定期健康診断の結果に基づき、健康診断個人票を作成していなかったことから、健康診断個人票を作成するよう指導を行った（安衛則第 51 条）。
③ 労務管理関係	● 割増賃金を支払うべき時間外労働時間	指導内容 週の労働時間が法定労働時間（40 時間）を超えた部分について時間外労働として取り扱っておらず、割増賃金の支払いを行っていなかったことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った（労基法第 37 条）。
	● 時間外労働	指導内容 時間外・休日労働に関する協定（36 協定）の締結・届出を行わないまま法定労働時間を超えて時間外労働を行わせていたことから、36 協定を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出するよう指導をした（労基法第 32 条）。
④ 元方事業者等の講ずべき措置	● 元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者に法令違反が生じないよう必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（14 頁及び 19 頁参照）

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、放射性物質取扱用具の表示、特別教育を必要とする業務、粉じん濃度の測定に関する違反事業場がみられる。
- ② 健康管理関係については、電離健康診断結果の報告、新たに常時粉じん作業に従事する労働者に対するじん肺健康診断に関する違反事業場がみられる。
- ③ 労務管理関係については、割増賃金の支払、賃金台帳の調製、就業規則の作成・届出、定期賃金の支払、年次有給休暇に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

- ① 現場における安全衛生関係の措置については、特定粉じん作業に労働者を従事させる場合に行う特別教育の実施、常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場における空気中の粉じん濃度の測定に関する違反があり、この措置が講じられていない場合、重篤な健康障害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。
- ② 健康管理関係については、新たに常時粉じん作業に従事する労働者に対するじん肺健康診断に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のため重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。また、電離健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについては、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。
- ③ 労務管理関係については、労働者に支給する手当の一部について割増賃金の算定基礎に含めていない、賃金台帳に労働時間数などの必要事項が記載されていないなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

① 現場における安全衛生関係の措置	●放射性物質取扱用具の表示	指導内容 放射性物質の取り扱いに用いる掃除用具等に、その旨を表示することなく用具が使用され、他の用途に用いられるおそれがあったことから、放射性物質取扱用具に適切な表示を行うよう指導を行った（電離則第 27 条）。
	●特定粉じん作業が行われる屋内作業場の粉じん濃度の測定	指導内容 鉱物を含む建材を動力を用いて粉碎しまたはふるい分ける作業（特定粉じん作業）が行われる屋内作業場において、粉じん濃度の測定を行っていなかったことから、粉じん濃度を測定するよう指導を行った（粉じん則第 26 条）。
② 健康管理関係	●就業時健康診断	指導内容 新たに特定粉じん作業に常時従事する労働者に対するじん肺健康診断を実施していなかったことから、じん肺健康診断を実施するよう指導を行った（じん肺法第 7 条）。
	●割増賃金の算定基礎に算入すべき賃金	指導内容 時間外労働時間数の算定不足によって割増賃金の一部不払いが生じていたことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った（労基法第 37 条）。
③ 労務管理関係	●賃金台帳の記載事項	指導内容 賃金台帳に労働時間数等の法定事項が記載されていなかったことから、法定事項を賃金台帳に記載するよう指導を行った（労基法第 108 条）。
	●元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者に法令違反が生じないよう必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。

資料

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業（令和4年）

＜表1-1＞ 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
車両系建設機械の作業開始前点検(安衛則第170条)	1
開口部等の囲い等の設置等(安衛則第519条)	4
移動式クレーンの作業の方法等の決定等(クレーン則第66条の2)	1

＜表1-2＞ 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
健康診断の結果についての医師等からの意見聴取(安衛法第66条の4)	1
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握(安衛法第66条の8の3)	4
電離健康診断結果の報告(電離則第58条)	3

＜表1-3＞ 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
定期賃金の支払(労基法第24条)	7
時間外労働(労基法第32条)	9
割増賃金の支払(労基法第37条)	20
年次有給休暇(労基法第39条)	9
就業規則の作成・届出(労基法第89条)	5
賃金台帳の調製(労基法第108条)	18
年休管理簿の作成(労基則第24条の7)	4

＜表1-4＞ 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第29条)	6

※1 「表1-1」「表1-2」「表1-3」「表1-4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務（令和4年）

＜表2-1＞ 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
安全衛生推進者等の氏名の周知(安衛則第12条の4)	1
車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置(安衛則第160条)	1
車両系建設機械の作業開始前点検(安衛則第170条)	1
調査結果の労働者への明示(除染電離則第7条)	2

＜表2-2＞ 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
産業医等の選任(安衛法第13条)	1
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握(安衛法第66条の8の3)	2
除染等電離健康診断結果の報告(除染電離則第24条)	4

＜表2-3＞ 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示(労基法第15条)	3
時間外労働(労基法第32条)	1
休日労働(労基法第35条)	1
割増賃金の支払(労基法第37条)	4
年次有給休暇(労基法第39条)	1
就業規則の作成・届出の義務(労基法第89条)	3
法令等の周知義務(労基法第106条)	1
賃金台帳の調製(労基法第108条)	6
年休管理簿の作成(労基則第24条の7)	1

＜表2-4＞ 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第29条)	2

※2 「表2-1」「表2-2」「表2-3」「表2-4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務（令和4年）

＜表3-1＞ 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
安全衛生推進者等の選任(安衛則第12条の2)	1
安全衛生推進者等の氏名の周知(安衛則第12条の4)	3
作業主任者の氏名等の周知(安衛則第18条)	1
安全衛生委員会の議事の作成(安衛則第23条)	1
車両系荷役運搬機械等の定期自主検査(月次)(安衛則第151条の32)	1
車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置(安衛則第160条)	1
移動式クレーンの定期自主検査(年次)(クレーン則第76条)	1
移動式クレーンの定期自主検査(月次)(クレーン則第77条)	1
線量の測定(除染電離則第5条)	3
線量の測定結果の確認、記録等(除染電離則第6条)	1
調査結果の労働者への明示(除染電離則第7条)	2
除染等業務に係る特別の教育(除染電離則第19条)	1

＜表3-2＞ 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
健康診断結果の記録の作成(安衛則第51条)	3
健康診断の結果についての医師等からの意見聴取(安衛法第66条の4)	2
面接指導の対象となる労働者の要件等(安衛則第52条の2)	1
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握(安衛法第66条の8の3)	2
電離健康診断結果の報告(電離則第58条)	1
除染等電離健康診断結果の報告(除染電離則第24条)	2

＜表3-3＞ 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示(労基法第15条)	2
定期賃金の支払(労基法第24条)	5
時間外労働(労基法第32条)	12
1年単位の変形労働時間制(労基法第32条の4)	1
休憩(労基法第34条)	4
休日(労基法第35条)	1
割増賃金の支払(労基法第37条)	23
年次有給休暇(労基法第39条)	9
就業規則の作成・届出(労基法第89条)	6
法令等の周知義務(労基法第106条)	1
賃金台帳の調製(労基法第108条)	10
年休管理簿の作成(労基則第24条の7)	5
総拘束時間(改善基準告示第4条)	2
最大拘束時間(改善基準告示第4条)	4
休息時間(改善基準告示第4条)	3
最大運転時間(改善基準告示第4条)	2
連続運転時間(改善基準告示第4条)	12

＜表3-4＞ 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第29条)	4

※3 「表3-1」「表3-2」「表3-3」「表3-4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務（令和4年）

＜表4-1＞ 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
特定機械等の使用等の制限(安衛法第40条)	1
特別教育を必要とする業務(安衛則第36条)	4
車両系建設機械の転落等の防止等(安衛則第157条)	2
車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置(安衛則第160条)	1
通路の設置等(安衛則第540条)	2
放射性物質取扱用具の表示(電離則第27条)	5
粉じん濃度の測定等(粉じん則第26条)	4
作業環境評価の結果に基づく措置(粉じん則第26条の3)	1

＜表4-2＞ 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
電離健康診断結果の報告(電離則第58条)	4
就業時健康診断(じん肺法第7条)	4

＜表4-3＞ 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示(労基法第15条)	2
定期賃金の支払(労基法第24条)	6
時間外労働(労基法第32条)	2
割増賃金の支払(労基法第37条)	13
年次有給休暇(労基法第39条)	5
就業規則の作成・届出(労基法第89条)	8
労働者名簿の調製(労基法第107条)	1
賃金台帳の調製(労基法第108条)	9
年休管理簿の作成(労基則第24条の7)	3
総拘束時間(改善基準告示第4条)	1

＜表4-4＞ 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第29条)	7

※4 「表4-1」「表4-2」「表4-3」「表4-4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

参考

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業（平成30年～令和4年）

表1-1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数の推移

	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年
監督指導実施事業場数	290	325	277	340	293
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	154	188	123	137	67
違反率(%)	53.1%	57.8%	44.4%	40.3%	22.9%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数に占める割合	18(6.2%)	22(6.8%)	10(3.6%)	7(2.1%)	3(1.0%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数に占める割合	17(5.9%)	16(5.0%)	7(2.5%)	10(2.9%)	6(2.0%)
健康管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数に占める割合	26(9.0%)	37(11.4%)	16(5.8%)	9(2.6%)	7(2.4%)
労務管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数に占める割合	130(44.8%)	148(45.5%)	110(39.7%)	113(33.2%)	55(18.8%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数に占める割合	12(4.1%)	22(6.8%)	4(1.4%)	14(4.1%)	6(2.0%)

※1 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

表1-2 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数の推移

項目	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年
車両系建設機械の作業安全（安衛則第158条）	0	0	0	0	0
車両系建設機械の用途外使用（安衛則第164条）	0	1	0	1	0
車両系建設機械やフォークリフトの自主検査（安衛則第151条の24、第167条、第169条の2）	0	1	0	0	0
高所・足場での墜落防止措置（安衛則第519条、第552条、第563条）	0	3	0	0	4
被ばく線量の測定（電離則第8条）	0	0	0	0	0
線量測定結果の確認・記録（電離則第9条）	8	1	0	0	0
汚染の程度に応じたマスクの使用（電離則第38条）	0	0	0	0	0
有効な保護衣の使用（電離則第39条）	0	0	0	0	0
喫煙等の禁止（電離則第41条の2）	0	0	0	0	0
その他	24	12	7	10	2

表1-3 健康管理関係の違反別事業場数の推移

項目	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年
一般健康診断結果についての医師の意見聴取（安衛法第66条の4）	0	1	0	0	1
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第66条の8の3）	—	16	9	3	4
電離健康診断の実施（電離則第56条）	3	0	0	0	0
電離健康診断の結果の記録（電離則第57条）	5	7	6	0	0
電離健康診断結果の報告（電離則第58条）	13	16	4	6	3

表 1 - 4 労務管理関係の違反別事業場数の推移

項目	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
労働条件の明示 (労基法第 15 条)	47	33	9	20	0
定期賃金の支払 (労基法第 24 条)	31	19	10	15	7
休業手当の支払 (労基法第 26 条)	1	3	2	0	0
時間外労働 (労基法第 32 条)	20	36	17	12	9
有害業務の労働時間制限 (労基法第 36 条)	0	0	0	0	0
割増賃金の支払 (労基法第 37 条)	50	84	40	52	20
年次有給休暇 (労基法第 39 条)	1	1	21	19	9
就業規則の作成・届出 (労基法第 89 条)	36	64	60	28	5
寄宿舎規則の届出 (労基法第 95 条)	1	0	0	3	0
寄宿舎の設置等の届出 (労基法第 96 条の 2)	1	0	0	3	0
法令等の周知義務 (労基法第 106 条)	4	3	0	0	0
労働者名簿 (労基法第 107 条)	8	9	3	0	0
賃金台帳の調製 (労基法第 108 条)	45	53	20	27	18
年休管理簿の作成 (労基法第 24 条の 7)	-	1	13	10	4
その他	6	0	1	2	0

表 1 - 5 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数の推移

項目	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
元方事業者の講ずべき措置 (安衛法第 29 条)	12	21	4	12	6
注文者の講ずべき措置 (安衛法第 31 条、安衛則第 653 条、第 654 条、第 655 条)	0	1	0	2	0

※ 1 (2) 「表 1 - 2」「表 1 - 3」「表 1 - 4」「表 1 - 5」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、各表の違反事業場の合計数と「表 1 - 1」の各違反事業場数とは一致しない。

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務等（平成30年～令和4年）

表2-1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数の推移

	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年
監督指導実施事業場数	267	131	92	92	88
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	164	90	39	29	22
違反率(%)	61.4%	68.7%	42.4%	31.5%	25.0%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数に占める割合	44(16.5%)	42(32.1%)	3(3.3%)	4(4.3%)	6(6.8%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数に占める割合	41(15.4%)	32(24.4%)	8(8.7%)	12(13.0%)	4(4.5%)
健康管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数に占める割合	24(9.0%)	18(13.7%)	5(5.4%)	0(0%)	5(5.7%)
労務管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数に占める割合	88(33.0%)	40(30.5%)	21(22.8%)	6(6.5%)	16(18.2%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数に占める割合	28(10.5%)	19(14.5%)	9(9.8%)	11(12.0%)	2(2.3%)

※2 上記の平成31年1月～令和4年12月の「監督実施事業場数」ほか各違反事業場数には、「汚染土壌等の収集・運搬業務」を行う事業場は含まれていない。

※2(2) 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれ項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

表2-2 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数の推移

項目	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年
作業主任者の氏名等の周知(安衛則第18条)	2	0	1	2	0
車両系建設機械の作業計画(安衛則第155条)	0	1	1	0	0
車両系建設機械の作業安全(安衛則第158条)	2	0	0	2	0
車両系建設機械の用途外使用(安衛則第164条)	3	0	2	1	0
車両系建設機械やフォークリフトの自主検査(安衛則第151条の24、第167条、第169条の2)	1	0	0	0	0
火気使用場所の火災防止(安衛則第291条)	0	1	0	0	0
はい作業主任者の選任(安衛法第14条、安衛則第428条)	0	1	0	0	0
高所・足場での墜落防止措置(安衛則第519条、第552条、第563条)	1	0	0	0	0
安全通路(安衛則第540条)	0	1	0	0	0
クレーンの月次点検(クレーン則第35条)	0	1	0	0	0
クレーンの作業開始前点検(クレーン則第36条)	0	1	0	0	0
移動式クレーンの作業方法等の決定等(クレーン則第66条の2)	0	1	2	0	0
事前調査(石綿則第3条)	2	2	0	0	0
外部被ばく線量の測定(除染電離則第5条)	4	3	0	0	0
線量測定結果の確認、記録(除染電離則第6条)	2	6	0	0	0
作業場所の事前調査・明示(除染電離則第7条)	21	16	0	1	2
作業の指揮者(除染電離則第9条)	3	0	0	0	0
作業の届出(除染電離則第10条)	0	1	0	0	0
退出者の汚染検査(除染電離則第14条)	7	0	0	0	0
持出物品の汚染検査(除染電離則第15条)	1	0	0	0	0
有効な保護具の使用(除染電離則第16条)	3	1	0	3	0
その他	16	0	2	4	3

表 2 - 3 健康管理関係の違反別事業場数の推移

項目	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
一般健康診断結果についての医師の意見聴取（安衛法第 66 条の 4）	0	4	1	0	0
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第 66 条の 8 の 3）	—	4	3	0	2
特別教育の実施（除染電離則第 19 条）	1	0	0	0	0
除染等電離健康診断の実施（除染電離則第 20 条）	0	0	1	0	0
除染等電離健康診断の記録（除染電離則第 21 条）	2	2	0	0	0
除染等電離健康診断結果についての医師の意見聴取（除染電離則第 22 条）	0	1	0	0	0
除染等電離健康診断結果の報告（除染電離則第 24 条）	21	15	2	0	4
その他	2	0	0	0	1

表 2 - 4 労務管理関係の違反別事業場数の推移

項目	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
労働条件の明示（労基法第 15 条）	18	5	6	0	3
定期賃金の支払（労基法第 24 条）	23	13	3	0	0
休業手当の支払（労基法第 26 条）	1	2	0	0	0
時間外労働（労基法第 32 条）	23	21	10	3	1
割増賃金の支払（労基法第 37 条）	36	16	11	5	4
就業規則の作成・届出（労基法第 89 条）	22	16	5	0	3
寄宿舎規則の届出（労基法第 95 条）	2	2	0	0	0
寄宿舎の設置等の届出（労基法第 96 条の 2）	2	2	0	0	0
法令等の周知義務（労基法第 106 条）	5	1	0	0	1
労働者名簿（労基法第 107 条）	5	4	1	0	0
賃金台帳の調製（労基法第 108 条）	38	21	7	1	6
年休管理簿の作成（労基則第 24 条の 7）	—	0	2	0	1
その他	2	0	1	3	2

表 2 - 5 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数の推移

項目	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 29 条）	26	19	9	10	2
特定元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 30 条）	0	0	0	0	0
注文者の講ずべき措置（安衛法第 31 条、安衛則第 653 条、第 654 条、第 655 条）	2	0	0	1	0

※2(3) 「表 2 - 2」「表 2 - 3」「表 2 - 4」「表 2 - 5」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、各表の違反事業場の合計数と「表 2 - 1」の各違反事業場数とは一致しない。

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務（平成31年～令和4年）

表3 監督指導実施事業場数及び違反事業場数

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年
監督指導実施事業場数	207	199	164	99
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	138	90	67	48
違反率 (%)	66.7%	45.2%	40.9%	48.5%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	15(7.2%)	6(3.0%)	5(3.0%)	10(10.1%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	28(13.5%)	35(17.6%)	15(9.1%)	15(15.2%)
健康管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	20(9.7%)	9(4.5%)	4(2.4%)	8(8.1%)
労務管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	84(40.6%)	34(17.1%)	43(26.2%)	36(36.4%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	20(9.7%)	23(11.6%)	10(6.1%)	4(4.0%)

※3 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務（平成31年～令和4年）

表4 監督指導実施事業場数及び違反事業場数

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年
監督指導実施事業場数	139	183	102	110
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	92	124	43	52
違反率 (%)	66.2%	67.8%	42.2%	47.3%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	31(22.3%)	5(2.7%)	4(3.9%)	9(8.2%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	7(5.0%)	11(6.0%)	1(1.0%)	11(10.0%)
健康管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	32(23.0%)	15(8.2%)	8(7.8%)	8(7.3%)
労務管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	56(40.3%)	96(52.5%)	39(38.2%)	33(30.0%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	10(7.2%)	13(7.1%)	2(2.0%)	7(6.4%)

※4 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

5 汚染土壌等の除染等の業務及び収集・運搬業務を行う事業場の発注機関別監督指導実施状況（平成30年～令和4年）

年	平成30年		平成31年(令和元年)		令和2年		令和3年		令和4年	
	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等
監督実施事業場数	149	118	288	50	155	136	197	59	164	23
違反事業場数	85	79	197	31	55	74	73	23	67	3
違反率 (%)	57.0%	66.9%	68.4%	62.0%	35.5%	54.4%	37.1%	39.0%	40.9%	13.0%

※5 平成31年1月～令和4年12月分には、中間貯蔵施設等への運搬を行う事業場数も含んでいる。

6 福島労働局における監督指導の他の取組（令和4年）

（1）福島第一原子力発電所で廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保のための主な取組

- ・ 東京電力ホールディングス株式会社及び元請事業場に対し、熱中症防止対策の徹底を要請（5月）
- ・ 「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」に出席（2月、6月、11月）
- ・ 福島県危機管理部原子力安全対策課と合同の安全パトロールを実施（1月、9月）

（2）汚染土壌等の除染等の業務及び収集・運搬業務、中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保のための主な取組

- ・ 「中間貯蔵施設災害防止協議会」を開催し、福島地方環境事務所及び福島地方環境事務所発注工事の元方事業者に対し、労働災害防止について協力を要請（7月、10月）
- ・ 「福島地方環境事務所作業適正化・安全対策協議会」の講話会（9月、12月）において、福島地方環境事務所及び福島地方環境事務所発注工事の元方事業者に対し、労働災害防止について協力を要請
- ・ 県内工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請（6月）